

平成 29 年度石垣市立認定こども園児募集案内

石垣市・石垣市教育委員会

認定こども園（幼稚園型認定こども園）とは、幼稚園に保育園的な機能を備えることで、保育を必要とするしないに関わらず、いっしょに学べる施設です。

1. 募集する園児

石垣市内に居住する次の①、②、③に該当する幼児

- ①5歳児（平成23年4月2日から平成24年4月1日生まれの幼児）
- ②4歳児（平成24年4月2日から平成25年4月1日生まれの幼児）
- ③3歳児（平成25年4月2日から平成26年4月1日生まれの幼児）

2. 募集する人数

認定こども園名	3歳児	4歳児	5歳児	合計
認定こども園 おおはま幼稚園	○	○	○	80名
認定こども園 まきら幼稚園	○	○	○	80名

※ただし、石垣市では幼稚園と小学校の連携を推進しているため、小学校区の幼児及び5歳児を優先し、定員を超える場合は利用調整を行います。また、募集の状況に応じて混合学級編成の場合もあります。

3. 開園日及び開園時間

月曜日から金曜日まで 午前8時15分から午後6時まで

※その中の午前8時15分～12時15分までを教育標準時間として幼稚園教育を実施します。

1号認定の園児は、12時15分で終了し帰宅します。

2号認定の園児は、昼食後、保育を実施します。

2号短時間認定の園児は、教育標準時間終了後、12:15～16:00までの保育となります。

※延長保育は実施しておりません。

4. 休園日

1号認定園児	土・日・祝日・慰霊の日、夏季休園日（7月19日～8月31日）、年末休園日（12月26日～1月5日）、学年末休園日（3月21日～入園式）
2号認定園児	土・日・祝日・慰霊の日、年末休園日（12月29日～1月5日）、学年末休園日（3月31日～入園式）

5. 申込受付期間及び受付場所（保育所申込み期間と一緒にです。）

平成28年10月11日（火）～11月4日（金）午前9時から午後5時 石垣市役所 児童家庭課

6. 入園の手続について

○申込時 ※1号認定の園児と2号認定の園児で添付書類が変わります。

1号認定（午前の教育部のみ利用園児）	2号認定（午後の保育の部利用園児）
支給認定申請書兼特定教育保育施設等入園(所)申込書 (石垣市立幼稚園管理規則第9号様式（第15条関係）)	
特に必要ありません。	【添付書類】 <ul style="list-style-type: none">・勤務証明書（家庭外労働の方）・自営業証明書（家庭内労働）・内職証明書（内職の方）・母子手帳の写し（妊娠中の方）・診断書（保護者自身が病気の場合）・診断書又は介護被保険者証の写し（介護認定を受けている方）・被災証明書（災害復旧）・求職受付票（求職中の方）・在学証明の写し（就学中の方）

○入園内定書の送付 平成29年1月下旬から2月上旬にお届けする予定です。

○内定を受けた保護者は、幼稚園で面接を受けていただきます。

○面接時に必要な書類 (用紙は、内定通知に同封します。)

①幼児家庭生活調査票

②誓約書

(保証人は民法450条で定められている「補償能力と弁済する資力を有するもの」であること)

③保育料減額、免除関係書類(下記の要件を満たし、減額・免除申請を行う者)

・要保護世帯 … 「生活保護証明書」

・ひとり親世帯 … 「児童扶養手当受給者証」又は「母子父子等医療費助成受給証」の写し

・障がい者世帯 … 「身体障害者手帳」、「療育手帳」及び「特別児童扶養手当証書」のうち、どれか1つの写し

6. 保育料について

《1号認定の保育料》教育の部(午前中)利用園児

階層区分	定 義		保育料月額
第1階層	生活保護世帯		0円
第2階層A	市町村民税非課税世帯	母子父子、在宅障がい児(者)	0円
第2階層B		上記以外の世帯	3,000円
第3階層A	所得割額 77,101円未満	母子父子、在宅障がい児(者)	3,050円
第3階層B		上記以外の世帯	7,100円
第4階層	所得割額77,101円以上211,201円未満		7,600円
第5階層	所得割額211,201円以上		8,500円

※第3階層Aに該当する世帯について、第2子以降の保育料は無償となります。

《2号認定の保育料》保育の部(午後)保育を利用する園児

階層区分	定 義	2号認定(満3歳児以上)	
		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯	母子父子、障がい児(者)のいる世帯	0円
B2		B1以外の世帯	6,000円
C1	所得割額48,600円未満	母子父子、障がい児(者)のいる世帯	5,750円
C2		C1以外の世帯	12,500円
D1	市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上57,700円未満	19,000円
D2		57,700円以上97,000円未満	23,500円
D3		97,000円以上134,000円未満	26,000円
D4		134,000円以上169,000円未満	26,500円
D5		169,000円以上301,000円未満	28,000円
D6		301,000円以上397,000円未満	29,500円
D7		397,000円以上	32,600円

※ただし、母子父子世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯については、市町村民税所得割額48,000円以上97,000円未満の場合の保育料は下記のとおりとする。

D1-1	所得割額48,000円以上77,101円未満	9,500円	9,350円
D2-2	所得割額77,101円以上97,000円未満	23,500円	23,100円

※市町村民税所得割額とは、地方税法に適用がある、住宅取得控除、寄付金控除、配偶者控除及び外国税控除を差し引く前の額。

※保育料は、口座振替にてお支払いいただきます。手続きについては、内定通知と一緒に送付致します。